論　　説

「矯正」の再検証
――改善更生の持つ意味――

中　島　　学

1　「矯正」の変質とその背景

「矯正」という言葉が、犯罪者・非行少年への「改過遷善」を意味する用語として、明治以降の刑事政策の中で使用された。1922（大正11）年の「矯正院法」施行以降は、感化教育等の対比から司法保護における矯正院処遇を指し示す言葉として、新たな意味が「矯正」に付加された。刑事政策におけるこの広義・狭義の「矯正」は1952（昭和27）年の法務省設置法施行まで継続する。1952（昭和27）年以降の狭義の「矯正」はそれまでの、矯正院における処遇のみならず、「行刑」をも含めた、犯罪者・非行少年の施設内処遇への変容し、今日においては、その対象別に「少年矯正」「成人矯正」と称されるまで拡充してきているところである。

この変遷は、これまでの「性格の矯正」等を指す「改過遷善」という広義にとらえていた「矯正」が実は大正少年法下では狭義となりながら、戦後は、それまでの行刑と司法保護と区別されていた組織を統合し、施設内処遇を所管する行政組織を意味する「矯正」というある種の概念を新たなに作り出したといえる。それは、今日的には、犯罪者・非行少年の社会復帰支援のための施設内処遇として、「改過遷善」を目指す各種個別的な処遇を含めた、刑事政策上においては、多義性を帯びた「矯正」へと変容してきていると言うことがでる。

このような多義性をもつ「矯正」のうち、受刑者への処遇という限定された「矯正」のその処遇理念に関して堀（1988）は次のように整理している。「受刑者及び在院者（以下「受刑者等」という。）の改善更生を図るための処遇制度は、右に述べたようにそれぞれ根拠となる法律の別に異なるが、共通する二つの基本的思想に基づいて組み立てられていることが認められる。一つは、受刑者等の個々の資質よりも、その社会的存在ないし集団構成員としての地位に重きを置き、集団の規律に従い他と協調して秩序ある共同生活を送ることのできる態度、習慣の育成を図ろうとするものである。それは、個々の資質にかかわりなく、およそ行為の是非善悪を弁別し、これに従って行動する能力を有する者は、自らの意志と努力により、社会の秩序、集団の規律に従って行動することが可能であるという人間観に基づいている。その努力を促進するための手段として、処遇に段階を設け、成績に応じて順次処遇を緩和する制度をともなうところから、累進制と呼ばれるが、それは手段に対する呼称にすぎない。他の一つは、受刑者等の個々の資質に重点を置くもので、専門的な調査結果に基づき、個別に必要とされる方法により処遇を行い、社会生活への適応能力の育成を図るものである。そこでは、効果的な処遇方法の有無ということもあり、遵法精神のかん養よりも、物質的生活手段を獲得させるための能力の育成又は障害の除去に重きが置かれ、基本的学力を欠く者には教科指導によりこれを補修し、職業適応に応じて必要な技能を附与するなどの方法により行われる。」[1]（アンダーライン筆者）と、二つの理念の存在を明らかにしている。

このような「矯正」処遇、刑務所という施設における受刑者への介入・関与の二つの理念は、受刑者を単なる施設内に拘禁するだけでなく、その拘禁の期間を通じて、国が「矯正」的な関与・介入することを前提として、

1　堀　雄（1988）「矯正法の性格」『矯正協会百周年記念論文集第二巻』矯正協会p343

過剰な介入・関与となることのない、個々の資質に重点をおく「更生」を図るための、その内容を明らかにしていると整理され得るものである。

このような整理に基づくと、改過遷善から更生復帰、そして共生社会の構築へと「矯正」が施設内処遇という枠を堅持しつつも、地域開放や民間スタッフの拡充、他機関連携等により、「閉ざされた施設内処遇」から「開かれた施設内処遇」へ、その処遇内容が展開されえることのその背景と意義がどのようなものであるのかが明らかにされる。そして、今日的にはそれは「再社会化」とされる社会復帰理念に集約される。

同様な「再社会化」という理念に関しては東邦彦（1959）の論考[2]にも認められる。東は「矯正」の内容を、①「矯正」は大正11年に制定された旧少年法に基づく矯正院とそれまでの感化院と区別するための初めて法令用語として用いられた、②「矯正施設」でいとなまれている刑事政策機能であり、③「矯正」の本質は教育であり、④その教育の目標は社会復帰であり、またその社会復帰は社会的人間の育成であるとしている。

堀や東らの「矯正」の理念に関する整理に基づき、今般の拘禁刑の創設をはじめとする矯正行政への変革の要請は、その射程を「社会的人間の育成」にまで及んでいるのか、及んでいないとすると、それは、どこに隘路が生じているのか、それを明らかにするのが、本稿の目的の一つでもある。先に、結論を述べると、改正刑法第12条第３項の条文にも規定されることとなった「改善更生」というタームに潜む、ある種のジョーカー的な機能をどのように把握し、それをどのようにコントロールし得るか、その位置づけ・整理によっては「矯正」の機能そのものが変化するものであり、いくつかの課題が内在しており、その課題に対応によっては自ずとその結果にも大きな違いが生じてくることになる。

2　東邦彦（1959）「矯正の理念について」『刑政』第70巻第５号p96-102

2 「矯正」の目的

現在の刑事政策では施設内処遇として自明的に用いられている「矯正」の多義性とそもそものその成り立ちを明らかにすることが、ある種のマジックワードとしての「改善更生」のもつ機能を把握する端緒となることから、その検討から始めることとする。

明治以来のわが国の犯罪者・非行少年処遇の各論考や国会等の審議における「矯正」の用例を分析・検討すると、その内容は大きく二つのカテゴリーに分類される事が判明した。その第一は「改過遷善」機能としての「矯正」、第二は「矯正収容施設」としての「矯正」である。このうちの「矯正収容施設」としての「矯正」は、1952（昭和27）年の法務省設置法施行以前と以降においてその用例は異なっており、昭和27年以前は、司法保護行政の中の少年司法における矯正院＋少年保護団体における収容処遇業務を総括する意味で用いられていたところ、昭和27年以降は、少年保護団体が廃止されたことも背景としてあり、法務行政中、行刑と少年院・少年鑑別所等における施設収容処遇を総括する用語として用いられてきた。このような流れは、東が示した「矯正」に反映されているものであり、感化院処遇の対比として出現した「矯正」教育が、戦後の司法・法務行政の整理の過程で、少年保護から分離され、行刑と一体化し刑事政策機能として「矯正」施設が形成された。その後、この「矯正」施設の行政目的は、収容された者が社会復帰した際に再犯・再非行を犯すことなく、少年にあってはその人格の完成をめざしつつ、健全な社会の一員としての役割を担う一員となるべく教育・指導がなされる「矯正」機能を意味するものであると言うことができよう。

換言するならば、人間に対する「改過遷善」機能が感化や矯正という用語に細分化されながら、一方は福祉的色彩が、他の一方が司法的色彩を帯びながらその機能が拡大するとともに、行政組織としての意味あいも、当

初は矯正院の処遇を意味し、さらに少年保護の中において矯正院と少年保護団体を包括するものへ拡大し、法務省設置法により、保護行政から分断され行刑と合体する形での「矯正」へと大きく変貌し今日に至っているといえる。

このような変化の背景には非常に重要な意義が内在している。その第一は司法保護・少年保護の一部であった保護処分としての矯正院送致処分が、刑事罰の執行である行刑と行政組織として一つの組織とされ、わが国の刑事政策において施設内処遇と社会内処遇という二つの概念を形成するに至ったことである。この意義は単純なようにみえて、戦前の少年保護に見られた審判から保護処分までの一体的な処遇形態が分断されてしまったとみることができる。第二に、施設内処遇としての処遇内容の融合、つまり、少年院の行刑化、行刑の少年院化が促進されたことである。刑罰執行としての矯正処遇と保護処分としての矯正教育との境が低くなり、人間科学の知見等を背景とした各種の処遇プログラムが処遇の中心に置かれるようになった。このような動きは一見するならば処遇の充実という側面が強調され肯定的に受け止められるところであるが、一方、保護処分たる矯正教育の刑罰化、懲らしめのための矯正施設収容という側面が強調される懸念も高まっている。

また、戦後の司法行政が法務行政へ転換していく流れの中で、司法保護が分断され、その一部であった「矯正」に行刑を組み込いれるという大きな変容の背景を分析すると、戦後・戦中をかけて展開された、軍事協力としての労働力の提供としての行刑運営の実態を、戦後、改過遷善としての矯正機能を強調する事により、意識的にその変容を図るとしている見ることも可能である。つまり、「矯正」をそれまでの少年司法・少年保護行政から分離し、行刑と一体化することにより、行刑から「矯正」へのいわゆる「看板替え」を行ったものであると見る事ができる。その意図するところは、臣民育成としての行刑から、さらに、改善更生としての矯正的介入

の転換とその拡充を図ろうとする、刑とされながらも国家権力の私的領域への強制的な介入の理念的な根拠となりえるもの創設を図るための足掛かりともいえる。

3　少年司法創設の意義

このような視点に立つとき、大正少年法制定時の司法省の強力な法案制定の意図はまた違った側面が見えてくる。内務省所管の感化院という収容処遇施設が既に存在するにも関わらず、それとは別系統の司法省所管の正院の設立の意図は国会審議過程においては収容の確保、強制教育の徹底等答弁されていたが、矯正院法施行後の現場施設の実態はそのような答弁とは大きく異なり、逃走や収容処遇不適の少年の収容に混乱・疲弊していった事は各種の実務家が証言しているところである。また、矯正院設置数も当初から２庁しか設置できず、全国をカバーしたのは戦時下という特殊な背景を受け20年近くの年月を経てからであり、立法審議過程における矯正院の設置の緊急性必要性の答弁からは大きくずれた現実が存在している。

このような実態からしても、少年保護として司法省所管として新たに組み込まれたその真意は、その第一は、「保護処分」制度の確立、第二は「観察」制度の導入であるとみることができる。さらに、少年保護がその後それまで行刑局で所管されていた免囚保護を取り込み司法保護と拡大し、さらに思想保護が追加されるという司法保護の発展の経緯とそれぞれの業務の展開ぶりを見る時、少年保護とりわけ「矯正」業務に関しては、立法時の当局の執拗までの意気込みとの落差が顕著である。大正少年法により我が国初めての「保護処分」制度を確立し、保護処分の一形態としての「観察」制度の導入が図られたが、少年においてある種、試行的に導入した「保護観察」のスキムを思想保護へ適用・拡大していったとみる事ができる[3]。

この点に関しては、森山武市郎先生遺徳顕彰の会編（1969）『司法保護の回顧　森山武市郎先生顕彰録』において次のような記述が認められる、「そして、今日においても、この旧少年法の少年のための保護観察体制の趣旨精神は、今日の保護観察制度の中に生きており、また当時この保護観察体制の要素を成したものは、今日の保護観察制度の基本的な要素として生きているのである。具体的に法律の名をいえば、この旧少年法の制定から十五年後に、一般成人犯罪者を対象とする保護観察制度への布陣として企画され実現された思想犯保護観察法であり、これは保護行政の担当者としての森山保護課長によって、この旧少年法の保護処分制度の正確な理解の上に、それを参考して構成されたものであった。（中略）そして博士が思想犯保護観察法の制定直後に書いた「思想犯保護観察法解説」には、明らかに、「わが国においては、保護観察制度は、少年法における保護処分制度の確立をもって、まず少年に対して認められたものといわねばなりませぬ」と言い、保護観察制度立法史における少年法の意味を正しく評価しているのである。現行の犯罪者予防更生法の核心である保護観察の制度は、制度史的には、実はこの大正十一年の少年法において保護処分制度のなかに具体化され、昭和十一年の思想犯保護観察法によって確かめられたところの、日本の保護観察の思想の系譜に属するのである。」[4] とされているとおりであり、司法省当局者の立法・施策上の意図が明確に示されていると

3　の点に関して小河（1923）は次のように指摘している。「現行感化法其の物に対して相当の改正修補を加うる所があれば即ち足れりである。何も別に少年法の如きものを設けて屋上屋を架するような愚策に出ずる要はない。（中略）始めから矯正院を以て純然たる教育保護の機関たらしむるような考えはもってはをらなかったものであり、又教育保護の対象として少年を取扱うというような旨趣から少年法をつくったものでないと私は確信して疑わざる所である。」小河滋次郎（1923）「少年保護問題」『社会事業研究』第11巻第６号94頁（土井洋一・遠藤與一編『小河滋次郎集』（鳳書院）1980年）

4　森山武市郎先生遺徳顕彰の会編『司法保護の回顧　森山武市郎先生顕彰録』1969年224頁。

ころである。

つまり、少年保護は司法保護への布石として司法当局においては非常に重要な意味を持っており、立法過程の執拗なこだわりは司法当局における「保護制度」確立の執念ともいえるが、見方を変えれば「矯正」はこのような施策の間に成立した特異な存在と言える。この点については、さらに福原は「森山博士が保護に直接関与されるに至ったのは、昭和十年四月、司法省の保護課長に任ぜられた時に始まる。当時、検察・行刑と並んで保護を観念することはもちろんなく、刑法の特別法である少年法（旧）の施行、運用のみが「保護」の対象であり、保護課の所掌事務であったのである。（中略）保護課長になられた森山博士が、まず意図されたものは、少年法の恩恵を全国の対象少年に及ぼすことであり、これと同時に、少年法の刑事政策上の意義を徹底的に究明し、国家刑罰権の運用としての「保護」の理念を確立することであった。」[5]（アンダーライン筆者）、と司法当局者の意図が明確に示されているとおりである。小河等による批判を受けながらも刑事政策として位置づけられなくてはなら理由はこのような背景にあると整理すると、立法過程にみられた様々な疑問が払拭され、新たな「矯正」観が示されるところである。

4　保護処分の展開

以上の検討等に基づき「矯正」の成立とその展開を再度概観すると、大正期の少年法の保護処分の中に刑事政策としての「矯正」の萌芽があり、感化教育をモデルとした改善更生を目指す全人教育的処遇の構築が進められたが、一方で、保護処分自体の制度設計に内在していた国家統制的な側面は、臣民／小国民の育成を目指す中の短期錬成によりその実態が明らか

5　森山武市郎先生遺徳顕彰の会・前掲書２頁

となったといえる。戦後の制度改革は、それまでの司法保護における少年保護の一部を形成していた「少年矯正」を、組織法上の「矯正」として行刑と一体として、犯罪者・非行少年に対する施設内処遇として包括し、以降、刑事政策における犯罪者への処遇機能としての「矯正」が成立・展開され今日に至っている。

このような流れは、一見、保護処分としての「矯正」が行政に統合され、施設内処遇の大部分が刑罰執行として検討され展開していたようにも捉えられるが、一方、保護処分としての「矯正」に内在している改善更生理念が、明治期以降の監獄改良・教育刑理念と統合されながら、刑事政策としての「矯正」機能が、「収容」機能と「処遇」機能へ、さらには「処遇」機能が「改善更生」と「社会復帰支援」と変化していったと捉えることもできる。つまり、犯罪者処遇としての「矯正」が人間回復・人格の完成をめざす施設内処遇へと展開する可能性を内在していたといえる。

残された課題としては、施設収容が持つ拘禁・拘束力の弊害といったある種の施設化といったものをどのように制御していくかという点である。つまり、施設から出た後の社会生活における、自律・自立といった個々の必要・課題に個別具体的な対応しうる、施設内でしか実施しえない具体的な支援・指導の把握と実施に関して、体系的に検討・構築していくことである。換言するならば、第二次世界大戦中にみられた、国家権力に基づく支配的な傾向となりがちな「矯正」とは異なる、「自己決定を基盤とした処遇」[6] にみられるような「社会包摂」、「共生」社会の構築に対応しえる、新たな処遇理念 の再構築[7] が必要となることが示唆される。

6　石塚伸一（1996）『刑事政策のパラダイム転換』（現代人文社）1996年190頁

7　所一彦の「刑事政策とパラダイムの転換」立教法学49号1998年、「共生の刑事学」立教法学54号2000年には既に「共生＝共主体性パラダイム」として、「共生」に着目した刑事政策の展開について論考している。

5　刑事政策としての保護と矯正の創設と展開

「矯正」というまさに強制力を有する強い用語が「教育」という成長や発達を促すという言葉と結びつき、非行少年の改善更生業務を言い表す「矯正教育」として定着してきることへの素朴な疑問から発し、わが国の犯罪者・非行少年に対する処遇の展開を明治期から遡って展望し、そこらか今日的な課題を見出すことを試みてみた。

これまでの検討において確認されたことは、まず第一に、戦前の「少年保護」制度には「一貫した支援」に準ずる処遇体系が存在していたということである。少年法自体が東京少年審判所と大阪少年審判所、それに対応した多摩少年院と浪速少年院での矯正院処遇という限定的なものであったが、少年審判所長と矯正院長とが合同の会同を開催しているなど、「保護少年」に対して少年審判官、少年保護司、そして矯正院とが人事交流を含めた社会内処遇と施設内処遇が一体的な連携と運営がなされていた。この少年保護体系の中で「矯正」又は「矯正教育」はまさに矯正院における教育活動（そこには院長が親権者となり仮退院者を引受ける等の保護的措置もあった）を示す用語として用いられていた。事後、司法保護関係文書においては、行刑との対比において少年保護団体と矯正院での諸活動を総称して「矯正」と表現するものもあり、現在のような社会内と施設内とを明確に区分するものではなく、特定の施設における集団処遇的な意味合いも「矯正」には内在していたとみることができる。一方で、この時点においては、少年刑務所処遇も含めて「行刑」には「矯正」的な意味は付加されていなかったと言える。

第二の点は、大正期から昭和期の初頭にかけて、このようなある種の一貫した支援が少年司法の中で展開されつつあったところ、第二次世界大戦の進展とともに、少年保護理念も変質をし、国家主義による臣民教育としての「教化」の徹底が推し進められ、「短期錬成」という形態による処遇

が展開されることになる。これは、それまでの、まさに改過遷善を目指した矯正処遇が、非国民的な行為をなした不良少年を良き小国民、良き少年工へと曲ったところを「矯正」するという、臣民育成の場へと変質することとなる。このような変質の背景には、保護処分そのものの理念が恩恵的なもの、天皇を親とし、国民はその赤子であり、「保護」と「恩恵」は同意義なものと解されるようになり、本質的な「保護」の理念が確立しないまま、ある種の見切り発車的に少年保護制度が導入されたため、為政者の意図する保護がフリーハンドで展開される事態を招いたと見ることができる。また、既に言及したとおり、「司法保護」がそのような為政者にとって都合よく利用できるために、そのある種のパイロットケースとして導入されたのが「少年保護」であり、並行して進められる治安維持法や思想保護等に対応した保護観察制度の整備等の動きからも推測されるところである。換言するならば、「保護」のためにはどのような手立ても可能となり、国家の「保護」のためには、不良少年等のラベルを張られた者には本人の意思をも考慮しない「矯正」処遇が実施されたと言うことができる。

第三の点は、戦後の制度改革による司法省の解体とそれに伴う家庭裁判所の成立、そして、それまで司法保護として行刑とは独立していた少年矯正業務が行刑と一体となり、行政組織としての「矯正局」の成立に伴う、刑事政策としての「矯正」が機能しはじめたことである。その後、行刑は監獄法の改正作業等により、それまでの管理行刑から処遇行刑へと方針の大きな転換が図られ、行刑の行政目的が「管理＋処遇」とされ、その「処遇」は「改善＋社会復帰」をめざすものと明確化される。一方、少年法の改正と少年院法の施行により、いわゆる大正少年法下の保護処分から、「健全育成」を目指した新たな保護処分としての少年院処遇が展開されることになる。しかし、その実態は、敗戦後の混乱を引きずった過剰収容と職員不足の影響を受けて、暴動と逃走対応に手いっぱいな状況が昭和30年代まで継続することになる。少年院法に基づく、まさに「矯正教育」を実

施しなければならないところ、現実の現場施設の処遇は、暴動・逃走を抑制するための短期錬成の残滓を含んだ管理業務中心の施設運営が余儀なくされ、一方で、行政組織として行刑とともに「矯正施設」とされたことにより、さらに少年矯正には行刑の管理主義的な運営手法が浸透することになる。換言するならば、「矯正」としての行刑は管理主義から改善主義へと進み、一方の少年矯正は改善主義に管理主義的な処遇観が浸透するというある種の逆作用的な状況が発生してきている。近時、このような流れに、さらに刑事収容施設法の施行等により少年行刑と少年院処遇の差異が実務家においても判然としなくなりつつある状況となっている。

最後の点は、刑事政策として「矯正」とともに「更生保護」が社会内処遇を担当する機能として発足する。これにより、施設内処遇と社会内処遇が法務省内ではあるが、それぞれ独立した組織において人事・予算も含めた施策が立案されることになる。施設内処遇がある種の改善機能であるとすると社会内処遇は保護機能とみなされ、施策的にはこれら機能がそれぞれ独立したものとして企画立案され展開される。しかし、その対象者は法的身分の変化はあるにしろ改善と保護がそれぞれ必要とされる一個の人間であり、改善更生というその効果を期すためには一貫した処遇対応が求められるが自明であるところ、行政組織上はそのような形態とはなり得ていない。換言するならば、行刑のような刑罰執行が矯正という改善理念に基づき施策が展開されえるが、保護処分たる矯正教育が「保護」ではなく「矯正」に組み込まれて、矯正の理論により施策が展開される事は、保護処分たる保護の意味するところが、刑罰的な責任論の展開が処遇理念の中に混在し、また、そのような実態が形成されつつあるということである。

以上、四つの点からは、「矯正」に内在する国家権力の強制力のみならず、「少年保護」としながら「保護」にも国家による異質なものを同化するための恩恵的な強制力が内在していると整理することができよう。反面、行刑にみられるように、その機能は管理から処遇へと展開し、司法福祉的

な理念の浸透もあり、「特別調整」等にみられる施設収容段階から社会内処遇への引き継ぎを円滑にしようとする施策もすすめられ、PFI刑務所に代表されるように、管理から処遇への流れはさらに社会復帰支援へと進んできているとも言える。その流れにはさらに「再犯防止推進」といった要請への応答という形で、加速度を増すばかりでなく、ある種の市場とも言える領域が出現してきていると見ることも可能とされる。

後述する、拘禁刑の創出やこのような再犯防止の客体として押しやられる当事者のその社会生活の定着と維持にまで、処遇の射程を伸ばしてみると、そこでは、単なる応報に止まることもなく、改過遷善として個人の改善を刑罰の機能として新たに加えた「矯正」には、異なる三つの目的・機能の存在が認められる。それは、①改過遷善に内在する、犯罪性の除去等をめざす改善（reformation）、②施設収容後の生活を射程とする再社会化（re-socialization）、③社会参加を促す社会復帰（rehabilitation）のそれぞれの機能が時代の要請に応じて強調されつつ、今日の刑事政策における施設収容処遇の総称としての「矯正」に及んできていると整理することが可能となる。そして、これら「矯正」のその道程、ベクトルの先に犯罪や非行からの立ち直りに関する、課題対応の方策等を設定すべきことが大切であり、以降、その内容等について検討することとする。

6 「矯正」に内在する課題

矯正行政の政策上の機能とその展開をみるとき、施設収容のみによる単独処遇における改善等は為し得ない状況であり、既に「矯正」の時代は終わり、社会復帰・再社会化を促進し共生社会の育成を目指す「更生」機能のさらなる発展とその理念の確立が求められてきていると言えよう。

このような視点とは異なるものとして、1970年代に法務総合研究所の研究員であった佐藤欣子はPeter G.Garabedian（1969）“Challenges for Con-

temporary Corrections" Federal Probation Vol.33 No.1をレビューし、そこで指摘される「新しい監獄学」の出現と共に信仰されはじめた多数の「聖牛」（偶像礼拝）による疲弊としての「専門家専従主義」と「犯罪者「改善」必須主義」に関して、批判的な論評を「刑政」誌に掲載している。その対象の一つ目は、「矯正」が行き過ぎた専門主義に陥る懸念である。このような専門家主義の問題に関して、次のように述べている。「第一の聖牛は『専門家（プロフェッショナル）だけが犯罪者を処遇する資格がある』という聖牛である。（中略）犯罪の改善が矯正の目的とされはじめてから、犯罪者は処遇（トリートメント）を必要とする『病人』と考えられてきたのであり、その処遇は『サイコセラピィ』（精神療法）となったのである。この観念は、精神医、心理学者、ソーシャル・ワーカー等によって発展され、矯正の実務に非常に影響を及ぼしたのである。（中略）犯罪者は病人であり彼は治療せられなければならない。しかし、犯罪者の治療は誰でもできるというわけではない。それは大学院等で開発された技術と専門的知識を持つ『専門家（プロフェッショナル）』に委ねられなければならいのである。」[8] と指摘する。

さらに、その専門家と当人との関係は対等なものではなく、支配的で管理的なものへと変質する点を指摘する。「そして犯罪者も心理学者等の『処遇』を受けることを望むのである。彼等は自分自身を処遇の受動的な受益者と考え、セラピストを能動的に処遇を与える者と考える。つまり犯罪者は更生の努力は『技術的』、『専門的』な作業を身分の高い職員の側に要求するものであって、更生されるべき人間の側に努力を要求するものではないと考えるのである。」[9] と整理し、その専門性に関しても次のような疑問を提示している。「むしろ善良なる一般市民が享有している社会的文化的資源の欠如に苦しんでいるのである。犯罪者は人並みの生活を保障し

8　佐藤欣子「現代矯正の課題」刑政1975年第85号第８号69頁
9　佐藤・前掲書,70頁

てくれるような教育その他市場性のある技術を持っていないのである。さらに有罪の烙印や刑務所生活の経験が不平等や差別をもたらすのである。（中略）いわゆる専門家の医学的アプローチは訂正されるべきであり、現在、非専門家と規定されている多くの人々こそ実は処遇の資格を持っている人々であり得る。」[10]と、専門家主体の改善主義の問題提示を行っている。科学主義・専門家主義等の行き過ぎた弊害等について、学問領域の細分化や専門化は、それ自体が問題を引き起こす要因となりえるジレンマを抱えている問題点が指摘されている。

また、第二の聖牛としての犯罪者「改善」必須主義については、次のようにレビューしている。「第二の「聖牛」は、『犯罪者は自分自身を変化させなければならない』という矯正関係者の観念である。すなわち大部分の矯正職員は、犯罪を発生させるような社会の諸特徴を変革することによって犯罪者を社会に復帰させるという考え方が強調されているにもかかわらず、依然として、犯罪者がまず変わるべきであると信じているのである。（中略）社会こそ『病人』であり、治療を必要としているのであり、従って変革されるべきものではないか。この見解は、勿論個々の犯罪者を看過するわけではない。しかしそれは社会変革のための戦術を個人に対する干渉よりも強調するものである。」[11]と、改善主義に基づく人間観の問題を指摘し、さらに当事者だけではなく、社会そのものの問題として、「矯正」の課題が指摘されている。50年前の論考でありながらも、今日的課題をまさに預言しているともいえる示唆を含んでいる。

7 「矯正」の目的化の懸念

佐藤の指摘する、これらの点に関しては「矯正」のジレンマと重なるも

10 佐藤・前掲書,70頁
11 佐藤・前掲書,70頁

のである。この二つの警告を少年矯正に引き寄せてみると、成長発達段階にある少年らのこれまでの生育史やその自我形成等は、逸脱や非行が本人のみにその責任を負わせることが困難な者が少なくなく、それは、まさに社会こそ改善の対象とすべき点を示している。従来からの矯正の目的が改善更生と社会復帰とされるが、未成熟で自己形成ができていない少年に対して、まず必要とされるのは、自分自身が何者であるのか、また、それはかけがえない一人の人格をもった存在であるという自覚の形成、自己同一性の確立といえる。そのためには、否定的な自己イメージから解放され、自己受容し自己肯定感を高めるといった、本人自身が自己として「立ち上る」支援が少年矯正の役割であると整理される。

これまでの検討のとおり、「矯正」には犯罪性や非行的な性格をまさに改善し、正しい心情をもった人間へ組み替える語意を含んでおり、従来は、その語意から派生する「改善更生」としての矯正に行政作用としての一つの手段として位置づけられている。しかし、このような医療・改善モデルに基づき犯罪者や非行少年を正常な者とは異なる者として位置づける「矯正」という用語にはある種のスティグマが内在していることに留意すべきであろう。

このような背景を考慮しつつ、今後の犯罪者・非行少年の再犯防止等の処遇においては、国家が主体となり異質なものを適正なものに改善し保護するという、従来の管理・改善主義的なある種一律定型的な処遇方針からの脱却が求められる。つまり、それぞれの当事者の個々のニーズに具体的に対応しえる、また、その結果として再犯・再非行抑止につながる、社会復帰支援を主眼とし、対象者を処遇の客体ではなくその自主性を尊重した主体として位置づけた、施設内社会内を一貫した支援体制の構築が望まれるところである。

換言するなら、「保護」から「福祉へ」へ、「客体」から「主体」へ、「教育」から「支援」というある種のパラダイムシフトが必要であり、そ

の延長には刑事政策としての「矯正」が総合政策の一端を担う「共生」へと変貌することが期待されると言えよう。具体的には施設内から社会内へ連続するその支援や介入は「ケア」という視点から整理・検討され、当人の意思、自己決定等を基礎にその社会生活の継続・維持を支え得る方策の検討と選択が実施されることが必要とされる。それは、「関係性の広がり」と置き換えられ得る、セーフティネットの構築とも言える社会構造の変革の必要性も示唆することになる[12]。

8　令和における法改正の意図

2022（令和４）年はわが国行刑・矯正にとっては、重要な年である。それは、2021（令和３）年に改正された少年法等に基づく「特定少年」に関する新たな対応等が始められたこと、また、刑法等の一部を改正する法律案が成立し、「拘禁刑」が創設した年であるだけでない。ちょうど150年前の1872（明治５）年は「監獄則並び図式」が公にされ、近代法治国家としての監獄運用の基本法令が明確化された年である。また、100年前の1922（大正11）年は、司法省監獄局が行刑局と改称され、また、組織名としての「監獄」も「刑務所」と改称された年である。行政行為としての刑の執行を意味する「刑務」、そして、まさに行政機関としての「刑務所」のその意義が明らかにされた年といえる。

このような、まさに記念すべき年にあって、拘禁刑の創出という刑事政策上の大きな変革がなされたのが2022年である。このような改正・改革の背景には、2016（平成28）年に施行された再犯の防止等に関する法律とそれに基づく施策の実行とその促進のためといった理由が存在する。

12　佐藤の論考を用いた本内容と同趣旨の論考は、立命館大学人間科学研究所の「人間学のフロント」というホームページに「受刑者処遇の分水嶺」というタイトルで2019年９月に寄稿されている。

昨今の受刑者の受刑状況をみると、これまでの刑法第12条第２項において懲役受刑者に義務付けられていた「所定の作業」の賦課が困難となる高齢者受刑者や各種の障害等を有する受刑者が増加し、刑の適切な執行状態が保持されて状況を生み出していることになる。このようなある種脱法状態を解消するためには、「作業」を刑の内容から他の各種指導とともに処遇の内容へと位置付け直し、刑法第12条に新たに第３項を設け、「拘禁刑に処せられた者には、改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができる。」という規定が設けられた。また、これまでの作業は刑の内容とされたことから、その実施を拒否する者に対しては懲罰の対象とされていたが、今般の改正により、作業と各種指導を拒否した場合は懲罰の対象とされえるのか否かという議論もきちんとなされているとはいえない。罰として「改善更生」を行うとされえるとすると、それは、まさに教育刑のデメリットとされている過剰な権力の介入が個人の信条／人格にまで及ぶことを許容することとなる。

法制実務の観点からは、刑の内容とするのであれば、懲役刑の規定における第二項の「所定の作業」に続いて必要な指導等を規定することにより、その趣旨は明らかにされえるところ、第三項にかき分けて意図は、刑の内容ではなく処遇の内容とされたと整理しえる。さらに、刑の内容とすると、刑罰はそもそも当人にとって苦痛を伴う不利益なものであるから罰となりえる。第三項の規定を見る限りにおいては「改善更生を図るため」という目的規定があり、その字義からしても罰となりえるものという整理は困難といえる。

一方、これまでも見てきたとおり、「矯正」に内在する強い内面への介入を許容する、それ以上の「改善更生」といった用語が、その射程と範囲、内容等が検討されないままに、刑法という基本法の中で規定されたことには、大きな懸念が生じる。その一つはこれまでも検討してきたとおり、施設内での処遇の目的が「改善更生」とりわけ「改善」にのみ特化され、強

い施設内処遇のみだけが強化される懸念である。二つ目は、社会復帰後の生活までその処遇の射程が及ばないのではないかという懸念である。本来であれば出所後の生活が再犯しない生活でありその生活が継続しえるような支援を必要とされるところ、当人の改善にのみに特化した、指導しやすい指導プログラムが実施されるだけとなってしまう懸念ともいえる。

換言すれば、当人の「改善更生を図るため」に必要とされると刑事施設の長が判断する介入はその成否を明らかにすることなく、当人に賦課されることが可能とされる。成果が認められない場合は、当人にその責が負わされることともなりえる。非常に強い内的介入の根拠を今回の法改正は示したことになるとも整理され得るものであり、行刑改革会議提言等とは異なる処遇管理的な傾向に進む懸念をも含んでいるといえる。

9　拘禁と処遇の実施上の課題

刑法の改正による拘禁刑の運用は法律施行後３年以内とされている。法務省矯正局はその施行に向けての諸準備を進めていくことになるが、現時点で想定しえるいくつかの課題を列記すれば次のとおりである。

まず、現行の懲役刑・禁錮刑は改正刑法施行も並行して刑の内容としての作業が賦課される。当局の見解としては、並行されるものではあるが再犯防止推進により資する処遇等を懲役刑等の受刑者に実施することは妨げるものではないとし、懲役刑受刑者と拘禁刑受刑者の分離処遇等は検討していないとされている。現行の刑事施設収容法第30条の規定はそれぞれの受刑者に及ぶものであり、その処遇の原理に変更はないからであるとする。

（1）無期刑受刑者に対する改善更生

分離処遇がなされないものの、刑法上の処遇の目的に「改善更生」が明示されたことは、特に無期懲役受刑者への処遇には少なくからずの影響と

これまではあまり検討の遡上とはなっていなかった課題を明らかにする。具体的には、無期刑とされた受刑者への「改善更生の意欲の喚起及び社会復帰に適応する能力の育成を図ること」とはどのような意味として、また、どのような内容の処遇を実施することとになるのか、という課題である。現行の懲役刑としては、まさに「所定の作業」を賦課することによって完了しえた処遇が、拘禁刑としてその「改善更生を図るため」とされた場合において、無期刑に処せられた受刑者に対して、そもそもそれは誰に何のためなのか、という疑問といる。改善更生はまさに社会復帰後の生活を前提したものであり、釈放後、再犯せずに社会の中でその生活を継続させていく上で不可欠のものといえる。他方、社会復帰の見込みがない無期刑の受刑者に対して、その改善更生を図ることは、不用意に社会復帰への期待を施設側から持たせることになるのではないかと、それは当人にとっての利益には必ずしもつながらないのではないかという懸念である。

2004年の刑法改正により刑の上限が30年とされたことにより、死刑や無期懲役を減刑する場合においては刑期を30年とすることが可能とされたことにより、仮釈放の申請が30年を経過したときに開始されるという運用変更がなされた。30代前半に刑が開始された無期刑の受刑者においては、65歳前には仮釈放の申請が、その受刑中の態度や被害者・社会感情が慰撫されていれば、始められるが、仮に出所が認められたとしても、70歳前後の年齢となっている可能性が高い。仮釈放への一縷の望みを懐きながら、規律違反等の反則や職員から不評を買うような言動を抑制しつつ、過ごす生活上の緊張感に加え拘禁に伴うストレス等をも抱えながらの日々の生活は過剰といってもより自己規律化と過剰な施設適応という、いびつなともいえる人格形成を促進する懸念を強くもっているといえる。このような、無期受刑者のおかれている状況を踏まえながら、その改善更生に資する処遇のあり方について、十分な検討がなされているとはいえない。

（2）未成年未決拘禁者へ健全育成支援

今般の刑法等の改正を含めた一連の法改正は、民法上の適用年齢の引き下げを受けて、若年犯罪者等への処遇の充実等がそのメインテーマであり、少年法のみならず、刑法までその改正の検討が、法制審議会への第103号諮問への応答という形において具体化されたものといえる。

その審議内容の質的な課題等は別として、今回の改正において見過ごされたともいえる、若年犯罪者への刑事政策上の課題がある。それは、刑事被告人段階における未成年者への教育の保障を含めた成長発達等への特別な配慮に関するものである。未成年未決拘禁者の処遇に関しては、少年法第40条以降において定められ少年の刑事事件に関する規定を含めて法令上、成人未決拘禁者と異なる処遇等の実施に関する明文規定は認められない。裁判員裁判等の重大事件や控訴事件においては、その拘禁・収容期間は相当の時間を漫然と施設の中で過ごすことなる。その間の処遇は成人と同様であり、未成年者に対する特別な処遇は実施されない。少年鑑別所であれば少年課別所法第28条及び第29条で規定されるところの「健全な育成のための支援」として、学習等の機会の提供等が実施されているとことではあるが、同様な枠組みによる指導等は実施されていない。少年法に基づく観護措置と、刑事訴訟法等に基づく収容の質的違いがあるものの、一方では数週間の収容であっても未成年であることへの配慮としての健全な育成のためになされる支援が、相当長期期間収容されている拘置所等での処遇において何ら保障されていない点に関しては今後、早急な検討とその支援等の実施が必要とされる。

10　まとめ

犯罪学上、法治国家における犯罪は、社会的環境と個人的資質の相互作用として法令違反の行為として発生するとされる。発生後、捜査、裁判を

経て、矯正施設において生活することとなる、受刑者はそれぞれの個別の事情等を抱えている。明治・大正期においては、自由民権運動家をはじめとして政府が反社会的とされた者は、新たに成立した種々の法律により逮捕・勾留され裁判の結果、流刑や徒刑として、それぞれの監獄等へ収監されていった。その当時における「矯正」はまさに動詞的な、「改過遷善」することであり、教誨や教育によるものに限定されていた。

このような「矯正」が、戦後、刑事政策上の意味付けが変化し、社会内処遇としての「保護」の対比として、施設内処遇としての「矯正」と名詞的な意味を持つこととなり、また、その目的としても「人格の矯正」というような少年法等に認められる用例があるように多義的な意味を持つこととなる。このような矯正の多義化が進められることに並行するように、「改善更生」といった用語も、矯正の一部を言い表す用語として、ある種、無批判のままにこれも多義的に使用されてきている。

戦後の監獄法改正は「管理行刑から処遇行刑へ」というキャッチフレーズにより、その検討と推進が図られてきていたが、刑事施設のその処遇の目的が「改善更生と社会復帰の支援」とされ、この二つの目標を総括して「矯正」とも整理されてきているところである。他方、医療・改善モデルに基づく支援・介入の限界等が指摘されると、そもそも応報としての刑罰における改善的な理念が混入することへ違和感、又は、公権力による過剰な個人内面への介入への懸念等が指摘される。改善の客体として施設において処遇される存在は、施設への過剰適応等は促進され得るかもしれないが、社会復帰後の自律的な生活保持にマイナスであっても、その促進を図りえることは困難とされる。そして、そもそも、犯罪や非行からの立ち直り・離脱は、当人個人だけではなくその環境の整備、関わりの拡充にあることは、近時の離脱研究等からも明らかにされてきているところでもある。

このような、当人の社会復帰に視座を置く「更生支援」は、既に2009（平成15）年に取りまとめられた「行刑改革会議提言」の中にも明らかに

されているところである。具体的には、「それぞれの受刑者が、単に刑務所に戻りたくないという思いから罪を犯すことを思いとどまるのではなく、人間としての誇りや自信を取り戻し、自発的、自律的に改善更生及び社会復帰の意欲を持つことが大切であり、受刑者の処遇も、この誇りや自信、意欲を導き出すことを十分に意識したものでなければならない。（中略）受刑者を管理の対象としてのみとらえ、受刑者の人間性を軽視した処遇がなされてきたことがなかったかを常に省みながら、現在の受刑者処遇の在り方を根本から見直していくことが必要である。」[13]と、提言されているとおりである。また、このような提言のその基本理念として指摘される、受刑者と職員の関係は、「受刑者が職員との人間的な対話を通じて自発的に規律を遵守している状態を理想的な規律の在り方として目指すべきことを求める。」とされているとおり、10年以上前のおいても、「対話型処遇」[14]と一つの理想として、改革を進めていくべきことを明らかにしている[15]。今回の刑法等の改正に伴う諸改正等は、行刑改革会議提言の、その趣旨にかなっているのか検討する必要を強く感じるところでもある。

人は社会的存在である。社会の中でその存在が保障され認められてはじめて、そして様々な形の援助・支援を受けつつ自主的に学び、自立・自律した人へと成長しえるものである。であるとするならば、犯罪・非行に陥った者・少年が再犯罪をせず社会の一員としてその役割を担えるには、一般より手厚い支援等が必要であることは自明である。また、その必要性

13　行刑改革会議（2009）『行刑改革会議提言』中　第４行刑改革会議の提言　１受刑者処遇の在り方（１）総論ア　10頁

14　行刑改革会議・前掲９頁　第３行刑改革の目指すべき方向　３この提言が求めるもの（１）受刑者の人間性を尊重し、真の改善更生及び社会復帰を図るために

15　法務省矯正局が若年受刑者処遇に関するユニット型処遇に関して（令和４年８月30日付報道発表資料）、その説明資料において「対話・ベースモデル」を明示したことは重要な意義があるとともに、行刑改革会議のこの提言の一つの具現化としてみることができる。

を満たすことが、個々の人格を認め合う成長した社会の確立につながり、また、その責務は、よりよい社会を目指し、今を共に生きる私たちにも課せられているのではないだろうか。